

6 フィットネスクラブにおける演奏等

フィットネスクラブ（屋内にスタジオ、マシンジム、プールなどの運動設備を設け、インストラクター、トレーナーなどの運動技術指導者を配置し、利用客に対する運動の指導又は管理を実施する施設をいう。）において、当該運動の指導又は管理とともに演奏等により著作物を利用する場合の使用料は、次により算出した金額に消費税相当額を加算した額とする。

(1) 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の 1 施設あたりの月額使用料は、下表のとおりとする。

面積 月会費	50坪 (165㎡)まで	60坪 (198㎡)まで	70坪 (231㎡)まで	80坪 (264㎡)まで	90坪 (297㎡)まで	100坪 (330㎡)まで	110坪 (363㎡)まで	120坪 (396㎡)まで	130坪 (429㎡)まで	140坪 (462㎡)まで	150坪 (495㎡)まで	加算(※2)
5,000円まで	3,100円	3,720円	4,340円	4,960円	5,580円	6,200円	6,820円	7,440円	8,060円	8,680円	9,300円	620円
5,500円まで	3,400円	4,080円	4,760円	5,440円	6,120円	6,800円	7,480円	8,160円	8,840円	9,520円	10,200円	680円
6,000円まで	3,700円	4,440円	5,180円	5,920円	6,660円	7,400円	8,140円	8,880円	9,620円	10,360円	11,100円	740円
6,500円まで	4,000円	4,800円	5,600円	6,400円	7,200円	8,000円	8,800円	9,600円	10,400円	11,200円	12,000円	800円
7,000円まで	4,300円	5,160円	6,020円	6,880円	7,740円	8,600円	9,460円	10,320円	11,180円	12,040円	12,900円	860円
7,500円まで	4,600円	5,520円	6,440円	7,360円	8,280円	9,200円	10,120円	11,040円	11,960円	12,880円	13,800円	920円
8,000円まで	4,900円	5,880円	6,860円	7,840円	8,820円	9,800円	10,780円	11,760円	12,740円	13,720円	14,700円	980円
8,500円まで	5,200円	6,240円	7,280円	8,320円	9,360円	10,400円	11,440円	12,480円	13,520円	14,560円	15,600円	1,040円
9,000円まで	5,500円	6,600円	7,700円	8,800円	9,900円	11,000円	12,100円	13,200円	14,300円	15,400円	16,500円	1,100円
9,500円まで	5,800円	6,960円	8,120円	9,280円	10,440円	11,600円	12,760円	13,920円	15,080円	16,240円	17,400円	1,160円
10,000円まで	6,100円	7,320円	8,540円	9,760円	10,980円	12,200円	13,420円	14,640円	15,860円	17,080円	18,300円	1,220円
10,500円まで	6,400円	7,680円	8,960円	10,240円	11,520円	12,800円	14,080円	15,360円	16,640円	17,920円	19,200円	1,280円
11,000円まで	6,700円	8,040円	9,380円	10,720円	12,060円	13,400円	14,740円	16,080円	17,420円	18,760円	20,100円	1,340円
11,500円まで	7,000円	8,400円	9,800円	11,200円	12,600円	14,000円	15,400円	16,800円	18,200円	19,600円	21,000円	1,400円
12,000円まで	7,300円	8,760円	10,220円	11,680円	13,140円	14,600円	16,060円	17,520円	18,980円	20,440円	21,900円	1,460円
12,500円まで	7,600円	9,120円	10,640円	12,160円	13,680円	15,200円	16,720円	18,240円	19,760円	21,280円	22,800円	1,520円
加算(※1)	300円	360円	420円	480円	540円	600円	660円	720円	780円	840円	900円	

※1 月会費が 12,500 円を超える場合、500 円までを増すごとに加算する額。

※2 面積が 150 坪 (495 ㎡) を超える場合、10 坪 (33 ㎡) までを増すごとに加算する額。

(2) (1) によらない場合の使用料は、著作物 1 曲 1 回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとする。

① 利用時間が 5 分までの使用料は、下表のとおりとする。

面積 月会費	50坪 (165㎡)まで	70坪 (231㎡)まで	90坪 (297㎡)まで	110坪 (363㎡)まで	130坪 (429㎡)まで	150坪 (495㎡)まで	加算(※4)
5,000円まで	30円	40円	60円	70円	80円	90円	10円
6,500円まで	40円	60円	70円	90円	100円	120円	20円
8,000円まで	50円	70円	90円	110円	130円	150円	20円
9,500円まで	60円	80円	100円	130円	150円	170円	20円
11,000円まで	70円	90円	120円	150円	170円	200円	30円
12,500円まで	80円	110円	140円	170円	200円	230円	30円
加算(※3)	10円	10円	10円	20円	20円	30円	

※3 月会費が 12,500 円を超える場合、1,500 円までを増すごとに加算する額。

※4 面積が 150 坪 (495 ㎡) を超える場合、20 坪 (66 ㎡) までを増すごとに加算する額。

② 1 曲 1 回の利用時間が 5 分を超える場合の使用料は、5 分までを超えるごとに、利用時間が 5 分までの場合の金額に、その同額を加算した額とする。

(フィットネスクラブにおける演奏等の備考)

(上映)

① 上映には、映画フィルムを用いた上映を含まない。

(伝達)

② 伝達には、第 12 節 BGM 規定の適用を受ける伝達を含まない。

(運動設備)

③ 運動設備とは、名称の如何を問わず、エアロビクス、ダンス、サーキットトレーニング、マシントレーニング、アクアビクス等の運動を行う目的で用意された設備をいう。

(月会費)

④ 月会費とは、当該施設を全営業日の全営業時間利用可能な利用客がその対価として通常支払うことが必要とされる 1 か月当たりの額 (消費税相当額を含まない。) をいう。

⑤ 月会費の設定がない場合は、(1) 表及び (2) 表の月会費 5,000 円までの区分を適用する。

(面積)

⑥ 面積とは、

- (ア) 著作物の演奏等が行われる場所（遮蔽物で仕切られた区域全体をいう。）の面積をいう。ただし、プールについては水面部分（一部分をコースロープで仕切って利用する場合は、著作物の演奏等を伴う運動の指導又は管理が行われる部分）の面積をいう。
- (イ) 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ施設において、スタジオ、ジム、プールなどの複数の場所で演奏等が行われる場合は、これらの場所の面積を合計したものをいう。
- (ウ) 専ら上映又は伝達が行われる場合については、当該場所の面積に $\frac{40}{100}$ を乗じて得た数を面積とみなす。

(使用料計算の特例)

- ⑦ 面積が 20 坪（66 m²）以下の施設において演奏等が行われる場合で、年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の使用料は（1）表の面積 50 坪（165 m²）までの区分に定める各使用料額の $\frac{50}{100}$ の額とする。
- ⑧ 利用客に対する運動の指導又は管理とともに、専ら放送又は有線放送の伝達が行われる場合については、当分の間、使用料を免除する。
- ⑨ フィットネスクラブにおける演奏等のうち、利用の態様に鑑み本規定により難しい場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定に定める使用料額の範囲内で決定する。